

議案第10号

北名古屋市国民健康保険条例の一部改正について

北名古屋市国民健康保険条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものとする。

平成30年2月23日提出

北名古屋市長 長 瀬 保

提案理由

この案を提出するのは、平成30年度から県と市がともに国民健康保険の運営を担うことに伴い、市の役割を明確にするため、本条例の一部を改める必要があるからである。

## 北名古屋市国民健康保険条例の一部を改正する条例

北名古屋市国民健康保険条例（平成18年北名古屋市条例第114号）の一部を次のように改正する。

第1条（見出しを含む。）中「国民健康保険」の次に「の事務」を加える。

第2条の見出しを「（北名古屋市国民健康保険運営協議会）」に改め、同条第1項各号列記以外の部分中「国民健康保険運営協議会」を「北名古屋市国民健康保険運営協議会」に改める。

### 附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。